

第3章 施策の展開

第3章 施策の展開

横浜市では基本方針を踏まえ、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよう次の施策を展開します。

助けを必要としながらも孤立した状況にある犯罪をした者等、支援を必要としている人が支援につながるよう、従来から実施しているものを含め必要な施策を展開させます。

1 福祉保健医療サービスの活用

【取組の方向性】

- 犯罪をした者等においては、高齢者（65歳以上）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。（国再犯防止推進計画）
- 知的障害のある受刑者について、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことも明らかになっています。（国再犯防止推進計画）
- また、薬物依存症者等を対象とした刑の一部執行猶予制度を踏まえた取組が必要となっています。
- 生きづらさを抱えている人が孤立せず適切な支援につながり、安心して生活できる支援体制づくりが必要となります。
- あわせて、関係者が相互に連携し、支援の継続（「息の長い」支援）を図ることも重要となります。
- 生きづらさを抱え社会的に孤立している人に気づき、支援につなげる仕組みづくりを進めます。
- 経済的困窮や高齢、障害等個々の困りごとの状況と本人の希望を踏まえた、適切な福祉保健医療サービスを活用し、自分らしく健やかに暮らすための支援を行います。

【施策の展開】

(1) 生活保護、生活困窮者自立支援制度

- 生活の困りごとや不安を抱えている方の相談を受けるとともに、本人の状況に応じて寄り添いながら、各種事業等を自立に向けた支援を行います。
- 関係機関等と連携しながら、生活にお困りの方の早期の把握や支援に取り組んでいます。
- 住居を持たない方に対し、一時的に食住の提供を行うほか、離職等により住居を失った方などに対し、就職活動などを条件に賃貸住宅の家賃相当分を支給するなど、安定した生活基盤の確保に向けた支援を行います。
- 就労を希望する方に対して、本人の状況に応じて就職活動のサポートを行います。すぐに就労することが困難な方には、就労に向けた準備として生活習慣や基礎能力を養う支援や、短時間就労の機会を提供しながら自立を支援するいわゆる「中間的就労」を行います。
- 家計に課題を抱える方に対して、収支バランスや債務の状況を整理するとともに、情報提供や専門的な助言・支援を行うことで、早期の生活再建を支援します。
- 生活保護制度を利用する場合は、最低限度の生活を保障しながら、自立に向けた支援を行います。

(2) 高齢者支援

- 地域住民や幅広い関係団体・機関と連携し、地域で支援を必要とする人の早期発見や見守りの仕組みづくりを進めます。また、的確に支援に結び付けていく取組を推進します。
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を深めます。また、認知症の方や認知症が疑われる方に対する早期診断・早期対応に向けた取組を進めるとともに、認知症の方が地域で安心して暮らせる見守り体制づくりを進めます。
- 高齢者が、支援を受けるだけでなく、自分自身ができることを活かして社会的な役割を持つことができるよう、「地域の支え合いの仕組みづくり」を進めます。
- 地域ケアプラザ(地域包括支援センター)は、「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていきます。
- 住まい・施設 多様なニーズに対応できる住まいや施設を供給します。また、「高齢者施設・住まいの相談センター」を活用し、相談内容に応じた情報提供や施設との橋渡しを実施します。
- 地域とつながり、地域で支え合う活動の基盤となるサロン等、高齢者が参加できる居場所づくりを支援します。

(3) 障害者支援

- 障害のある人は特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣れた地域で当たり前のよう生活していけるまちを実現することが必要です。

障害のある人が社会の一員として、誰もが安心して自分らしく健やかに生活していくため、住民相互の共助の取組を進めていきます。その中で、障害のある人ひとり一人が抱えている暮らしにくさなどを地域で共有できる場の確保や、地域活動に参加しやすくなるための環境づくりを進めます。
- また、困った時に相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる支援体制の構築を進めていきます。
- それとともに、希望する住まいで安心して暮らしていけるよう多様な形態の住まいの構築を進めるとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ります。
- 障害のあるなしに関わらず、自分の病気や老後のこと、家族の健康や生活上の問題は大きな課題だと考えられます。医療受診環境の向上や障害特性を踏まえた心身の健康対策等を進めていきます。
- そして、自立した生活につなげたり、生きがいを高めるためにも、一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、外出や趣味を楽しむなど、様々な余暇が充実したまちを目指します。

(4) 薬物依存症者等への支援

- 薬物への依存を有する方等に対し、早期に治療や支援につながるができるよう、薬物依存への対応も含めた依存症相談拠点の設置等による依存症相談の充実を行います。

- また、回復にむけた支援を行う民間団体等の活動の促進に向け、薬物依存への支援を行う団体も対象とした民間団体への支援策の充実を行います。

- このほか、薬物への依存を有する方等を早期の回復につなげるため、支援者にむけた、研修の実施や関係機関の連携強化を図ります。

2 住まいの充実

【取組の方向性】

- 高齢化の進展や社会経済情勢の変化等の様々な要因により、低額所得者、高齢者、障害者等、住宅の確保に特に配慮を要する方々（以下「住宅確保要配慮者」という。）の増加及び多様化が進んでいます。
- また、これまで、既存の住宅セーフティネットの対象になりにくかった低額所得の若年・中高年単身者への対応も求められています。
- 平成 29 年に神奈川県内の刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）を出所した者のうち、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できずに出所した者が 27%を占めています。
適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであり、更生支援の観点からも重要です。
- 住宅セーフティネットの根幹である市営住宅をはじめ公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅を含めた重層的なセーフティネットを構築し、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保し、住み続けられる住環境を実現していきます。

【施策の展開】

- 住宅に困窮する低額所得者で横浜市内に在住または在勤している方に対しては、公募により、低廉な家賃で市営住宅を提供します。
- 家賃の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居を断られてしまう高齢者世帯等を対象に、民間住宅あんしん入居事業により、協力不動産店による物件のあっせんと民間保証会社の家賃保証による入居支援を行います。
- チラシやホームページ等による広報活動や不動産店等を対象とした説明会を通じて、更生保護対象者等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）の登録を推進します。
- 低額所得者が入居するセーフティネット住宅において、個々の状況に応じて、家賃低廉化及び家賃債務保証料低廉化の支援を行うよう努めます。
- 横浜市居住支援協議会において、入居希望者、賃貸人及び不動産店等を対象とした相談窓口の設置や、セーフティネット住宅の情報提供を行うことで、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、取組を進めていきます。

3 就労の場の確保

【取組の方向性】

- 平成 29 年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の約 6 割が無職者であり、さらに刑事施設入所が 2 度目以上となる再入者においては、約 7 割が無職者という状況です。(神奈川県再犯防止推進計画)
- 不安定な就労が再犯リスクとなっており、再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤の安定を図ることが重要です。(神奈川県再犯防止推進計画)
- 刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である「協力雇用主」については、その数が増加傾向にあります。そのうち、実際に対象者を雇用している協力雇用主は 1 割程度となっています。
- また、刑務所出所等の中には、様々な事情から社会人としての基礎的な態度が身に付いていないなど働く中で問題が発生し、早期に退職してしまう人も少なくありません。
- このように、協力雇用主や就労後の定着のための場の確保が課題となっていることから、犯罪をした者等の雇用や協力雇用主登録促進を図ります。

【施策の展開】

- 就労を希望する方に対して、本人の状況に応じて就職活動のサポートを行います。すぐに就労することが困難な方には、就労に向けた準備として生活習慣や基礎能力を養う支援や、短時間就労の機会を提供しながら自立を支援するいわゆる「中間的就労」を行います。(再掲)
- 若者サポートステーションでは、困難を抱える 15～39 歳の若者及びその家族を対象とし、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援します(一部のサポートステーションは、44 歳まで対象)。
- 障害者就労支援センターは、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等を、企業や関係機関と連携しながら行います。
- 保護観察対象者の円滑な社会復帰に向け、就労訓練の場として市で雇用する仕組みを検討します。
- 公共調達の本来的達成すべき目的が阻害されないように留意しつつ、入札・契約制度における協力雇用主の受注機会に配慮した取組の導入について検討します。

- 協力雇用主確保の取組として、市内企業等への制度の普及・啓発に努めます。

4 普及啓発

【取組の方向性】

- 地域にはさまざまな立場や背景のある人が存在しています。真に支え合える地域を実現するためには、誰もが同じ地域の仲間として受け入れられることが基本です。また、市民一人ひとりが多様性の理解を深め、立場や背景を越えてつながり、お互い認め合うことが大切です。
- 特に、犯罪をした者等の社会復帰のためには、本人の更生を支援するだけでなく、地域で孤立することがないように、周囲の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。
- また、地域では犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会等の更生保護ボランティア、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等の支援活動が実施されており、立ち直ろうとする者を受け入れる地域社会を実現させるためにもこれらの活動を推進する必要があります。
- こういった状況を踏まえ、更生保護ボランティア活動等に対する支援の充実を図るとともに、広報啓発活動を推進し、犯罪をした者等の地域での立ち直りに対する理解を促進します。

【施策の展開】

(1) 更生保護ボランティア活動等に対する支援の充実

- 保護観察対象者の面接に際して、地域ケアプラザ等公的施設の利用を可能とするなど、保護司をはじめとする更生保護ボランティア活動への支援を行います。
- 保護司人材確保のため、市職員研修などの機会を捉えて更生保護ボランティア活動への参加を呼びかける等の取組を進めます。
- 市内更生保護法人との連携等を通じ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を助けることを目的とした更生保護事業を推進します。

(2) 広報・啓発活動の推進

- 犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的に実施している「社会を明るくする運動」を保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。
- 関係機関や関係団体と連携して犯罪をした者等への偏見や差別をなくすための取組を進めます。

5 非行の防止、修学支援

【取組の方向性】

- 非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化、貧困や格差の問題、虐待や発達課題、有害環境等、児童生徒を取り巻く様々な課題が複雑に絡み合っていると考えられます。
- また、背景の一つには、自尊感情の低下ということも考えられ、生きていく上で「自分は大切な存在だ」という自尊感情を高めることが大切です。それは他の人も自分と同じ大切な存在と考えることにもつながり、差別を許さない人権感覚をはぐくむことにもなります。児童生徒が、安心して自分を表現できる環境や、仲間に認められる体験の中で自尊感情をはぐくむことができるよう、「居場所づくり」や「絆づくり」を進めます。
- 横浜市の小学校・中学校では児童支援専任・生徒指導専任教諭を配置し、校内児童生徒指導体制の中核になり、組織的に非行の防止に向けた指導や早期対応を行っています。
- 児童生徒や保護者のカウンセリングや教職員への助言を行うスクールカウンセラーや、児童生徒の福祉に関する支援を行うスクールソーシャルワーカーを活用し、専門的な知見から、関係機関との連携や組織的な対応が適切にできるよう、支援体制を構築しています。
- 児童相談所においては、非行や虐待に関する通告・相談を受け、警察・学校等との関係機関との十分な連携のもとに、子どもの最善の利益の観点から支援を進めます。
- 地域の中で困難を抱える子ども・若者・家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

【施策の展開】

- 課題を抱える児童生徒への指導・支援について、児童支援・生徒指導専任教諭を中心に、関係機関と連携を図りつつ、組織的対応を行うことができるよう、校内体制を整備します。また、様々な課題や問題行動の未然防止策として、子どもたち一人ひとりの自己肯定感を高める「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の推進を図ります。

- 学校・警察連絡協議会の定期的な開催を通して、少年の検挙補導状況を把握し、非行の未然防止に向けた協議を行い、学校と警察、少年補導員等が連携した指導（非行防止教室等）を行います。

また、非行や問題行動を起こした少年に対しては、協定に基づく「健全育成を推進するための連絡票」の運用や、県警察少年相談・保護センターでの相談を通し、立ち直り支援や非行を繰り返さない再発防止の教育を進めます。
- 「スクールスーパーバイザー」による専門家支援が必要な場合は、より総合的な視点から専門性に基づく助言を行い、校内での相談機能の充実を図ります。

当該校カウンセラーや区役所こども家庭支援相談のカウンセラーが相談を受けた場合には、状況に応じて適切な関係機関へつなぎます。
- 児童相談所では、児童の家出、盗癖などのぐ犯行為や、窃盗、傷害などの触法行為に関する相談・支援を進めるとともに、警察・学校等の関係機関との連携の充実に取り組みます。
- 児童自立支援施設である向陽学園では、こども青少年局と教育委員会が連携して修学環境の向上、修学支援の充実、円滑な進学・復学に向けた関係機関との連携強化に取り組み、児童の規範意識、社会性及び自己肯定感をはぐくみ、孤立を防ぎ、非行の予防・再発防止を図ります。また、研修等を通じ、学校関係者、関係機関職員との相互理解を深めます。
- 市内の更生保護活動の実施を円滑な推進に取り組む横浜市保護司会協議会に対して支援を行うことで、青少年の非行防止及び保護育成を図ります。
- 青少年の非行防止を目的に、青少年指導員が全市一斉夜間パトロールを行います。

また、社会環境の健全化を目的に、神奈川県が行う社会環境実態調査に協力し、有害図書類の区分陳列調査等に取り組みます。
- 青少年相談センター、地域ユースプラザでは、15～39歳の若者及びその家族の抱える様々な課題について相談支援を行っています。一人ひとりの状況に応じた支援ができるよう、関係機関と連携し、取り組みます。

また、若者サポートステーションでは、困難を抱える15～39歳の若者及びその家族を対象とし、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援します（一部のサポートステーションは、44歳まで対象）。（一部再掲）

- 青少年の地域活動拠点づくり事業では、中・高校生世代を中心とした青少年の誰もが安心して気軽に集い、仲間や異世代と交流できる居場所を提供するとともに、ボランティア活動などの社会参加プログラムを実施しています。また、拠点と地域の人材・団体が連携することで、青少年を見守る意識を醸成します。

- 子どもの育ちや成長を守り、支援の必要な子どもたちに気づき、受け止め、見守ることのできる「子ども食堂」等の地域における子どもの居場所づくりに対する支援に取り組めます。

6 安全・安心のまちづくり（地域防犯）

【取組の方向性】

- 自治会町内会をはじめ、警察や関係機関等が連携し、地域でパトロールや見守りなどの防犯活動の取組が行われており、刑法犯認知件数はピークであった平成 16 年以降減少傾向に転じています。
- 地域が絶えず犯罪に対して注意し、パトロールをはじめとした活動を犯罪企図者（犯罪を犯そうと企てている人）に見せることで、その地域での犯行を思いとどまらせることが期待できます。
- 地域における自主的な取組が力を合わせることで、犯罪に強く快適な地域をつくり、身近な犯罪の発生の防止につなげます。

【施策の展開】

- 防犯に関する各種キャンペーンや防犯講習会・研修会などを通じて、市民の防犯知識・防犯意識を高めます。
- 各区が警察署と連携し、犯罪の発生状況を「防犯情報メール」として配信するほか、自治会町内会の回覧など様々な媒体を活用し、犯罪の発生状況の提供や防犯対策等の呼びかけを行います。
- 自治会町内会をはじめ警察署、防犯協会、小学校など関係者が連携し、防犯パトロールなど、地域での防犯活動・見守り活動に取り組みます。
- 青色回転灯装着車によるパトロールの実施や、地域への防犯パトロール用具の提供、「子ども 110 番の家」プレート配布等を通じて、地域における防犯活動の取組を支援します。
- 自治会町内会等による地域防犯カメラ設置に対する補助やLED防犯灯の設置等を通じて、犯罪が起こりづらい環境づくりに取り組みます。

